

丸亀市社会福祉大会 市長表彰規程（表彰状）

・市長表彰は次の区分に定める功績顕著なものを対象とする。

	区 分	在職(活動) 期間	基準日 (当該年度)	推薦様式
表 彰 状	1 地域福祉活動の推進に係る協力者			
	(1) 民生委員・児童委員	12年以上	11月30日	様式1
	(2) 保護司	12年以上	4月1日	様式1
	(3) 福祉ママ	12年以上	4月1日	様式1
	(4) 人権擁護委員	12年以上	4月1日	様式1
	(5) 上記に準ずる委員等	12年以上	4月1日	様式1
	2 社会福祉施設、市社会福祉協議会 地区社会福祉協議会（地区コミュニティ）、 社会福祉団体等			
	(1) 役員	12年以上	4月1日	様式2
	(2) 職員 *1	20年以上	4月1日	様式2
	3 社会福祉事業奉仕者 （ボランティア、地域団体等）			
	(1) 個人	12年以上	4月1日	様式3-1
	(2) 団体	7年以上	4月1日	様式3-2
	4 社会福祉活動が特に優秀な社協、 社会福祉施設・団体、関係団体等	功績顕著	4月1日	様式3-3

【市長表彰要件】

- ・ 在職(在任)年数及び年齢の算定基準日は、原則として当該年度の4月1日とする。
ただし、民生委員・児童委員に限り、当該年度の11月30日とする。
また、合併前の在職年数は通算する。
- ・ 既往において、「香川県社協会長」「香川県知事」「中央」の表彰を受けたものは、対象外とする。合併前の既往についても同様とする。
- ・ 在職期間の算定：就任の月から起算し、退任又は死亡の月をもって終わる。
退任した後再就職したときは、前後の在職年月数は通算する。
退任した月において再就任したときは、再在職の在職年は、再就任の月の翌月からこれを起算する。

*1：2の社会福祉施設の職員は、民間施設で現業に従事する者に限る。

(注) 「市長表彰」は、原則として「市社協会長表彰」を受けたもので2年以上経過したものとする。なお、顕著な功績者は、この限りでない。また、市長表彰の既受賞者でも、異なる区分からの推薦であれば表彰対象とする。

丸亀市社会福祉大会 市長表彰規程（感謝状）

・市長感謝は、社会福祉活動に積極的に協力し、その功績顕著なものを対象とする。

	区 分	在 職 期 間	推 薦 様 式	そ の 他
感 謝 状	1 地域福祉活動の推進に係る協力者			
	(1) 民生委員・児童委員	3年を越える退職者	様式 4	
	(2) 保護司	3年を越える退職者	様式 4	
	(3) 福祉ママ	3年を越える退職者	様式 4	
	(4) 人権擁護委員	3年を越える退職者	様式 4	
	(5) 嘱託医や上記に準ずる委員等	退職者	様式 4	
	2 社会福祉事業奉仕者			
	(1) 個人	功績顕著	様式 5-1	
	(2) 団体	功績顕著	様式 5-2	
	3 社会福祉活動が特に優秀な社協 社会福祉施設・団体、関係団体等	功績顕著	様式 6	
4 高額寄付者				
(1) 個人	10万円以上	様式 7-1		
(2) 団体	10万円以上	様式 7-2		

【市長感謝状該当要件】

- * 区分1における在職期間の算定基準日は、当該年度中に任期等によって退任する場合は、その退任日を基準日とする。ただし、退任することが確定しているものに限る。
- * 在職期間の算定：就任の月から起算し、退任又は死亡の月をもって終わる。
退任した後再就職したときは、前後の在職年月数は通算する。
退任した月において再就任したときは、再在職の在職年は、再就任の月の翌月からこれを起算する。
合併前の在職年数は通算する。
- * 年齢の算定基準日は、原則として当該年度の4月1日とする。
- * 既往において、「市社協会長」「市長」「県社協会長」「県知事」「中央」の表彰を受けたものは、対象外とする。合併前の既往についても同様とする。

（令和4年6月15日改正）